

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成 2 8 年度 第 3 回さいたま市スポーツ振興審議会
2 会議の開催日時	平成 2 9 年 3 月 2 9 日 (水) 1 3 時 3 0 分から 1 4 時 3 0 分まで
3 会議の開催場所	エコ計画浦和ビル 3 階 東会議室
4 出席者名	<p>【委員】 程塚孝作、武田弓佳、兵藤明子、村田正二、田村好子、佐々木京子、生島エミ子、佐伯加寿美、有川秀之、齋木薫、村田利美子、大野さやか (以上 12 名)</p> <p>【さいたま市スポーツアドバイザー】 伊藤博義</p> <p>【事務局】 金子スポーツ文化局長、蓬田スポーツ部長、並木スポーツ文化局副理事、近藤参事兼スポーツ振興課長、小柳課長補佐兼企画係長、河野課長補佐兼施設係長、石川課長補佐兼スポーツ支援係長、生井施設係主査、新倉企画係主査、山口企画係主事 (以上 10 名)</p>
5 議題及び公開又は非公開の別	<p>【議題】</p> <p>(1) 報告事項 「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」について</p> <p>(2) 意見聴取 各スポーツ団体に対する補助金について</p> <p>公 開</p>
6 非公開の理由	
7 傍聴者の数	0 人
8 審議した内容	上記 5 議題のとおり
9 問い合わせ先	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 0 5 8
10 その他	

平成28年度第3回さいたま市スポーツ振興審議会 席次表

議長



(公財)さいたま市体育協会 副会長
程塚 孝作 会長

さいたま市レクリエーション協会 副理事長
武田 弓佳 委員

さいたま市スポーツ少年団 本部長
兵藤 明子 委員

さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長
村田 正二 委員

さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会
常任理事
田村 好子 委員

さいたま市総合型地域スポーツクラブ推進委員
副委員長
佐々木 京子 委員

さいたま市総合型地域スポーツクラブ
南区地域スポーツクラブ代表
生島 エミ子 委員

国立女性教育会館 専門職員
佐伯 加寿美 委員

埼玉大学 教育学部 教授
有川 秀之 委員

(公財)健康・体力づくり事業団認定
健康運動指導士
齋木 薫 委員

学識者(市民代表)
村田 利美子 委員

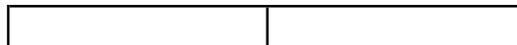
学識者(市民代表)
大野 さやか 委員

さいたま市スポーツアドバイザー
伊藤 博義 スポーツアドバイザー

事務局



● スポーツ振興課 小柳課長補佐
● スポーツ文化局 並木副理事
● スポーツ文化局 金子局長
● スポーツ部 蓬田部長
● スポーツ振興課 近藤課長
● スポーツ振興課 河野課長補佐



● スポーツ振興課 山口主事
● スポーツ振興課 新倉主査
● スポーツ振興課 石川課長補佐
● スポーツ振興課 生井主査
● 株式会社名豊

【傍聴人席】



出入口

平成28年度第3回さいたま市スポーツ振興審議会

次 第

平成29年3月29日（水）13時30分～
エコ計画浦和ビル3階 東会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」について

(2) 意見聴取

各スポーツ団体に対する補助金について

4 その他

5 閉 会

《 配付資料 》

- ・ 席次表
- ・ 次第
- ・ さいたま市スポーツ振興審議会委員名簿
- ・ さいたま市スポーツ振興審議会条例
- ・ 資料1 さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針
- ・ 資料2 各スポーツ団体に対する補助金について

さいたま市スポーツ振興審議会 委員名簿 (敬称略)

	氏 名	所 属
1	ホドツカ 程塚 孝作 コウサク	公益財団法人さいたま市体育協会 副会長
2	キダチ 木立 ミキ子 ミキコ	公益財団法人さいたま市体育協会 評議員
3	アサコ 浅子 廣 ヒロシ	さいたま市レクリエーション協会 会長
4	タケダ 武田 ユミカ ユミカ	さいたま市レクリエーション協会 副理事長
5	ヒョウドウ 兵藤 アキコ アキコ	さいたま市スポーツ少年団 本部長
6	イワオ 岩男 ミツコ ミツコ	さいたま市スポーツ少年団 本部員
7	ムラタ 村田 マサジ マサジ	さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長
8	タムラ 田村 ヨシコ ヨシコ	さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会 常任理事
9	ササキ 佐々木 キョウコ キョウコ	さいたま市総合型地域スポーツクラブ推進委員 副委員長
10	イクシマ 生島 エミ子 エミ子	さいたま市総合型地域スポーツクラブ「南区地域スポーツクラブ」代表
11	サエキ 佐伯 カズミ カズミ	国立女性教育会館 専門職員
12	ア리카ワ 有川 ヒデユキ ヒデユキ	埼玉大学 教育学部 教授
13	イシザキ 石崎 サトシ サトシ	芝浦工業大学 工学部 准教授
14	サイキ 齋木 カオル カオル	公益財団法人健康・体力づくり事業団認定 健康運動指導士
15	キノシタ 木下 カズヒロ カズヒロ	株式会社テレビ埼玉 スポーツ局長
16	コバヤシ 小林 トシナリ トシナリ	新都心小林クリニック 院長
17	ムラタ 村田 トミ子 トミ子	学識者 (市民代表)
18	オオノ 大野 さやか さやか	学識者 (市民代表)
19	シオミツ 汐満 タケシ タケシ	さいたま市中学校体育連盟 校長選出理事
20	フジノ 藤野 サカエ サカエ	さいたま市小学校体育連盟 会長

○さいたま市スポーツ振興審議会条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 134 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、さいたま市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(一部改正〔平成 22 年条例 53 号〕)

(任務)

第 2 条 審議会は、法第 31 条及び第 35 条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市のスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(一部改正〔平成 22 年条例 10 号・23 年 53 号〕)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。

(一部改正〔平成 22 年条例 10 号・23 年 53 号〕)

(任期)

第 5 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、前項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ文化局において処理する。

(一部改正〔平成22年条例10号・27年1号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成22年条例10号〕)

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市スポーツ振興審議会委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、前項の規定による改正後のさいたま市スポーツ振興審議会条例第4条第1項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合において、その委員として任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年7月27日までとする。

附 則(平成23年12月27日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市 スポーツ施設の 整備・運営に 関する指針



平成 29 年 3 月

目次

1	位置付け	1
2	目的と役割	3
3	さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題	3
	現状と課題の整理	5
4	スポーツ施設の整備に関する検討の方向性	7
	(1) 地域のスポーツ環境の整備	7
	①身近な場所でスポーツができる環境の整備	7
	②未利用地の活用	7
	③民間スポーツ施設の活用	7
	④民間等のノウハウを活用したサービスの提供	7
	⑤中長期的な計画に基づく整備の推進	7
	⑥障害者スポーツの環境整備	7
	⑦「みる」スポーツの機能分担による施設整備	8
	(2) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備	8
	①(仮称)さいたまスポーツシュール整備構想の推進	8
5	スポーツ施設の運営に関する検討の方向性	11
	(1) スポーツ施設の機能充実	11
	①市民が利用しやすいスポーツ施設運営	11
	ア 施設利用の料金体系の見直し	11
	イ 早朝・夜間に利用時間の延長	11
	②教育・防災部局等と連携したスポーツ施設運営	11
	ア 学校体育施設開放事業の運営方法の改善	11
	イ 防災機能を持つ施設の整備	11
	③計画的なスポーツ施設の維持	11

(2) スポーツ施設の管理運営体制の充実	12
①施設の管理運営の一元化	12
②合理的で質の高い管理運営の実施	12
③利用者に配慮したサービスの提供	12
ア 安心・快適な利用への配慮	12
イ 外国人利用者への配慮	12

6 今後の推進に向けて

【資料編】

1 スポーツの実施状況とスポーツ施設の整備状況	14
(1) 市民のスポーツの実施状況	14
(2) 市有のスポーツ施設の設置状況	17
(3) 屋内スポーツ施設の設置水準	20
(4) スポーツ施設の利用状況	21
(5) スポーツ施設の配置	22
(6) 市内の民間スポーツ施設	23
2 スポーツ施設の機能の充実	24
(1) スポーツ施設の整備ニーズ	24
(2) 学校体育施設の利用状況	26
(3) 市民のスポーツの観戦状況	27
3 スポーツ施設の管理運営	28
4 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備	30

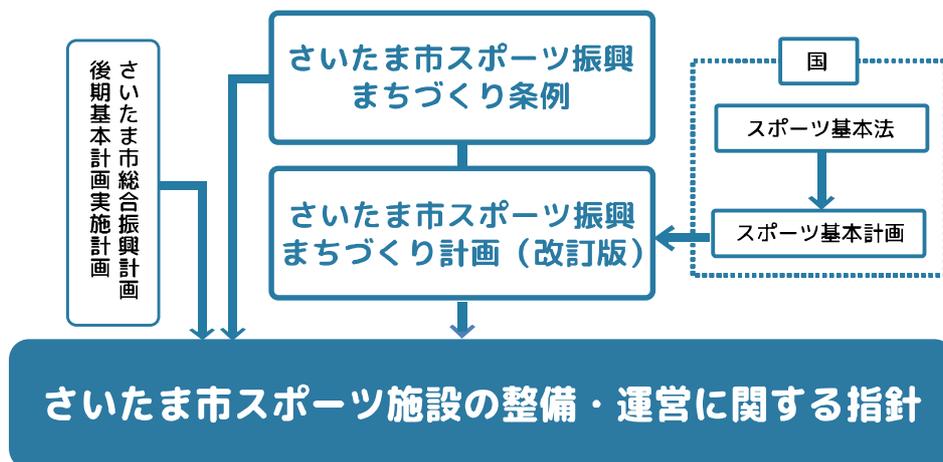


1 位置付け

さいたま市では、スポーツ基本法に先行して、平成 22 年に「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定し、この条例において、「本市のスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるもの」としています。

また、本条例に基づいて策定された「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」において、「スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進」を、重点施策の一つに位置付けています。

こうした位置付けの下、「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」（以下、「指針」という。）を策定するものです。



【さいたま市スポーツ振興まちづくり計画における位置付け】

「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」（以下、「まちづくり計画」という。）では、「一市民スポーツ」の確立に向け、目指すべき将来像「健康で活力ある『スポーツのまち さいたま』～日本スポーツで笑顔あふれるまちへ～」と4つの基本理念を掲げています。

将来像の実現に当たっては、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」の観点及びまちづくりの観点から数値目標を定めており、成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成32年度までに70%とすることを、目標の一つとしています。

こうした目標を達成するために、3つの基本戦略と6つの重点施策を定めており、重点施策の一つとして、「スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進」を位置付けています。

一市民一スポーツ（総合振興計画基本構想）

将来像

健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」
～日本一スポーツで笑顔あふれるまちへ～

基本理念

スポーツ振興まちづくりの推進にあたっては

- ①市民等が愛着と誇りを持つことができる個性的で活力ある地域社会の形成を図る。
- ②スポーツに対する理解及び関心を深めるとともに、健康の保持及び増進に関する知識の向上を図る。
- ③スポーツ財産の活用を促進するとともに、地域、職場その他の場において、市民等の自主性に配慮した環境の整備を図る。
- ④市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力を図る。

基本戦略

- ①生涯スポーツの振興
- ②地域コミュニティの形成・醸成
- ③スポーツとまちづくりの広範な分野の連携

重点施策

(1)ウォーキング・ランニング・サイクリングなど「スマートウエルネスさいたま」の推進

(2)スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進

(3)地域のニーズに対応した総合型地域スポーツクラブの活動の推進・支援

(4)スポーツコミッションやスポーツボランティアを活用したスポーツイベント支援

(5)発信力のある大規模スポーツイベントの開催

(6)「さいたま市国際スポーツタウン構想」の推進

<施策概要>

厳しい地方財政状況が続く中、市民がスポーツをする場所や機会を増やしていくために、スポーツで使用できる施設の設備・運営・運用ルール等を点検し、より効率的・効果的な整備・運営に関する指針を策定します。

スポーツ施設の利用方法（利用料金や利用時間等）や設備の改修、また未利用地の活用や国際的な視野も踏まえた拠点施設整備等についての検討を進め、より利用しやすい施設の整備・運営を目指します。

市民が安全・快適にスポーツ施設を利用できるように、施設運営の指針を反映した業務内容での指定管理を実施するなどして、効率的な施設運営を図ります。



2

目的と役割

本指針は、中長期的な視点から、本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を示すものです。

また、まちづくり計画の基本理念の一つである、市民等の自主性に配慮した環境の整備を目指し、取り組むべきスポーツ施設の整備及び管理運営を実施していく上での判断指標となる役割を果たします。



3

さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

市内には、野球場やサッカー場、テニスコートなどの屋外スポーツ施設と体育館や武道館、温水プールなどの屋内スポーツ施設が公共、民間を合わせ、数多く設置されています。

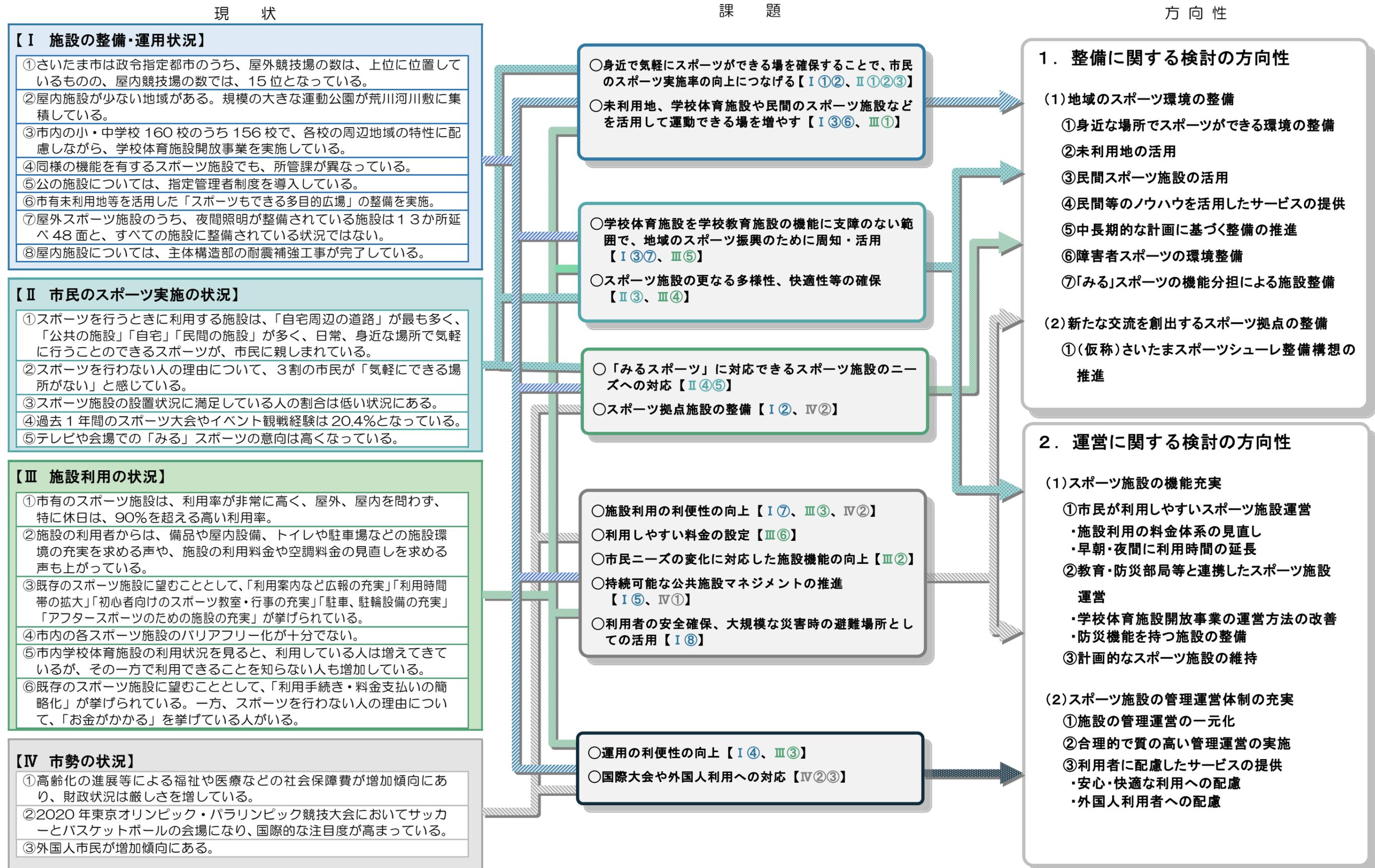
次ページで示す「現状と課題の整理」は、スポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を示すに当たり、本市におけるスポーツ施設を取り巻く現状から浮き彫りになった課題を整理したものです。

現状については、平成 27 年度に実施した「スポーツに関する市民意識調査」や「平成 28 年度大都市体育・スポーツ主管課長会議資料」などのデータ、公共スポーツ施設の指定管理者による利用者アンケート等を基に、スポーツ施設の設置状況、設置水準、利用状況のほか、スポーツ施設へのニーズや管理運営などを調査の上、施設の整備や運用状況に関するもの、市民のスポーツ実施の状況に関するもの、施設利用の状況に関するもの、市勢の状況に関するものに分類整理をしています。

その上で、現状から浮き彫りになった課題を洗い出しており、課題を解決していくための方向性を整理しています。

なお、本市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題の詳細については、本指針巻末の【資料編】において、掲出しています。

現状と課題の整理





4 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

今後のスポーツ施設の整備に当たっては、本指針「3 スポーツ施設の現状と課題」及び各施設の実態を踏まえ、次の項目について、検討を進めます。

(1) 地域のスポーツ環境の整備 ●●●●●

①身近な場所でスポーツができる環境の整備

施設が耐用年数を迎え、建て替えなどを行う際に、市内のスポーツ施設の配置のバランスを勘案しながらスポーツ施設を整備するよう検討します。また、学校体育施設を含め、既存のスポーツ施設の機能を充実させ、スポーツができる環境の整備に取り組みます。併せて、多くの市民が親しんでいるウォーキングやランニングができる環境整備についても検討します。



②未利用地の活用

未利用となっているスポーツ利用が可能な土地を「スポーツもできる多目的広場」や「臨時グラウンド」として、引き続き活用していきます。

③民間スポーツ施設の活用

民間施設の借上げと市民への開放、民間施設の誘致、利用補助など、民間施設の活用方策を検討します。

④民間等のノウハウを活用したサービスの提供

効率的・効果的なサービスを提供するため、社会情勢に適した手法を導入することを検討します。

⑤中長期的な計画に基づく整備の推進

「さいたま市公共施設マネジメント計画」の方針に基づき、改修・更新コストの縮減に努める一方、新たなスポーツ施設の需要が生じた場合は、必要とされる施設の整備を検討します。

⑥障害者スポーツの環境整備

だれでも気軽にスポーツに親しめる環境を整備するため、障害者スポーツ競技への対応も含め、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、使いやすいトイレの整備等を検討します。

⑦「みる」スポーツの機能分担による施設整備

「みる」スポーツの場を充実する観点から、耐用年数等を迎え、施設を更新する際に、「する」スポーツと「みる」スポーツにおける役割について、規模や競技などに応じた新たな施設の機能分担等を検討します。

さらに、プロスポーツなどと連携し、収益の上がる仕組みや、その収益からスポーツ振興に係る次なる投資につなげる仕組みを検討します。

(2) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備 ●●●●●

① (仮称) さいたまスポーツシューレ整備構想の推進

(仮称) さいたまスポーツシューレについては、以下の考え方に基づき、現時点において想定される3つの検討案について、費用対効果や実現性の観点から優先順位を定め、具体化に向けて検討します。

〔 (仮称) さいたまスポーツシューレの考え方 〕

平成27年度に策定した「さいたま市国際スポーツタウン構想」において、本市の滞在型のスポーツ拠点として、新たな交流創出に貢献する施設となる(仮称) さいたまスポーツシューレの構築・設置に取り組むこととしています。

シューレ(Schule)とは、ドイツ語で学校を意味する言葉です。

国民のスポーツが盛んなドイツでは、複数の種目に対応できるスポーツ施設が集積した複合スポーツ施設が国内各地に設置され、国民のスポーツの場としての役割を担っています。その規模や機能は様々ですが、トレーニングや研修・講座のための屋内施設や宿泊施設、レジャー施設を併設するものもあり、地域の人々のスポーツ・レクリエーション、小さなクラブから代表チームまでのトレーニングや合宿、指導者育成の研修会、ビジネス会議や各種セミナーなど、単に競技の場に留まらない多様な役割を果たしています。

こうしたドイツにおける取組を参考に、「する」スポーツの場としてだけでなく、国際的な利用をも視野に入れた、クラブハウスや研修、宿泊等の設備を併せ持つスポーツ拠点としてスポーツシューレを位置付けます。

拠点整備に係る用地の確保や財政的な負担も勘案すると、ドイツの事例のように競技・トレーニング、研修、宿泊などの施設や機能が1つの敷地の中に集約されていなくても、施設や機能が一定の集積性を保ちつつ、近隣施設で分担した機能をネットワーク化するものなども含めて、(仮称) さいたまスポーツシューレの形成を目指します。

【検討案①】新たに用地を確保し、施設を設置する案

今後の発展が期待される美園地域のほか、市内に用地を確保し、施設を整備する案です。この場合、企業や団体等の施設を誘致して整備する民設民営方式や、市費を投じて施設を整備し民間に管理を担ってもらう公設民営など、様々な手法により（仮称）さいたまスポーツシューレを整備・運営することが考えられます。

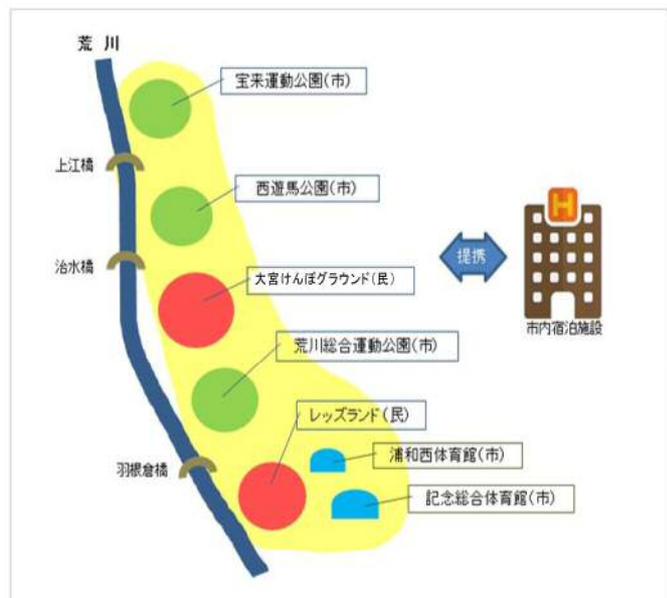
しかし、市内にこのようなスポーツの拠点を整備するための広大な用地を確保することが難しく、また、市内にこうした施設を設置したいという企業・団体等も現時点ではなく、さらに公設では、多大な費用・時間が必要となります。

【検討案②】荒川河川敷のスポーツ施設群を活用して設置する案

本市西部の荒川河川敷地域には、運動公園や民間のスポーツ関連施設が多く設置されており、各スポーツ施設を連携させることにより、スポーツシューレとする案です。

この場合、すべてが既存の施設なので、新たな施設整備や用地確保の必要はなく、公共施設のほか、大宮けんぼグラウンドやレッズランドなどの民間施設も含めたスポーツ施設群をネットワーク化して管理しながら、（仮称）さいたまスポーツシューレの形成を図ることが考えられます。

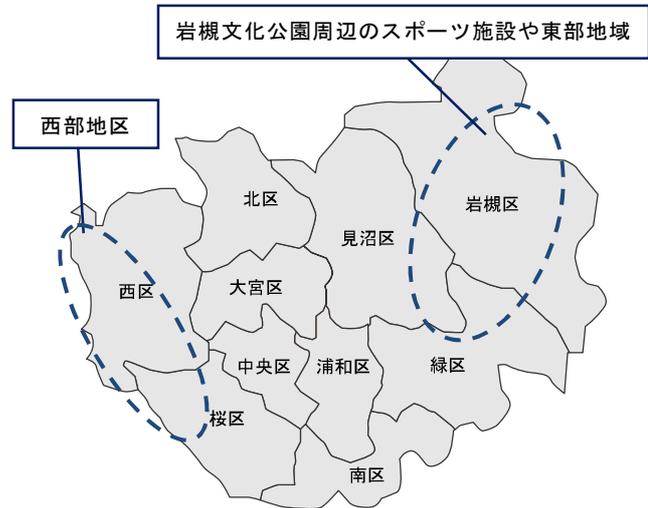
このうち、運動公園については、設置目的に反しないよう利活用面に配慮しながら、スポーツの拠点として活用方法を検討するとともに、民間施設については、利用に係る契約の締結など、スポーツシューレの形成に向けた調整を図っていく必要があります。



【検討案③】 岩槻文化公園周辺のスポーツ施設や東部地域などを活用して設置する案

本市東部の岩槻文化公園を中心とした地域に点在する、岩槻城址公園、やまぶき球場などのスポーツ施設や東部地域などを活用して、スポーツシューレとして整備する案です。

この場合、当該地区のスポーツ施設だけでは、検討案②で示した西部地区に比べて、施設の規模や面数が少ないため、新たな施設の整備も視野に入れた検討が必要です。そして、検討案①と同様に様々な手法による（仮称）さいたまスポーツシューレの整備・運営が考えられるとともに、用地の確保、費用・時間が必要となります。





5 スポーツ施設の運営に関する検討の方向性

今後のスポーツ施設の運営に当たっては、本指針「3 スポーツ施設の現状と課題」及び各施設の実態を踏まえ、次の項目について、検討を進めます。

(1) スポーツ施設の機能充実 ●●●●●

①市民が利用しやすいスポーツ施設運営

ア 施設利用の料金体系の見直し

適正な受益者負担を図るよう施設使用の料金体系の見直しを検討します。

イ 早朝・夜間に利用時間の延長

スポーツ施設の利用拡大を図るために、早朝・夜間など、利用時間の延長、また、それに伴う夜間照明の設置を含めた対応について検討します。



②教育・防災部局等と連携したスポーツ施設運営

ア 学校体育施設開放事業の運営方法の改善

周辺地域の特性に配慮しながら、学校体育施設開放事業の更なる充実に向け、周知・活用方法などの改善策とともに、学校体育施設の更なる一般利用の方策を検討します。

イ 防災機能を持つ施設の整備

広い空間を有するスポーツ施設は屋内、屋外施設ともに市民の避難場所等の機能が期待されることから、被災時を想定した対応を検討します。

③計画的なスポーツ施設の維持

ライフサイクルコストを縮減するため、ライフサイクルコストの把握・管理を行い、中長期的な視点での計画的なスポーツ施設の維持管理を進めます。

(2) スポーツ施設の管理運営体制の充実 ● ● ● ● ●

①施設の管理運営の一元化

スポーツ施設の状況に応じて、段階的に施設の管理運営の一元化を検討し、全市民的な観点からスポーツ施設の保全や利活用に取り組みます。

②合理的で質の高い管理運営の実施

指定管理者制度の活用をはじめ、市民や民間のノウハウを活用し、時代にマッチした合理的で質の高いスポーツ施設の管理運営を検討します。

また、市のスポーツ事業の収益性を向上させ、そこから得られた収益をスポーツ施設の運営費に還元することを検討し、運営コストの軽減を図ります。

③利用者に配慮したサービスの提供

ア 安心・快適な利用への配慮

安心して、快適に施設を利用できるように配慮するとともに、施設利用のキャンセルに対する対応の改善にも取り組み、施設の利用拡大・スポーツ実施率の上昇を図ります。

イ 外国人利用者への配慮

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、外国人利用者に配慮した窓口対応の検討やサイン、看板等の設置を図るとともに、多文化、多言語に対応したスポーツ環境づくりを進め、大会の終了後も、市のレガシーとして引き継ぎ、国際スポーツ都市としてのまちづくりを推進します。



6 今後の推進に向けて

本指針は、本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を定めたものです。

本指針に位置付けられた各施策については、各施設の実態に合わせて、短期的に着手していくべきものや中長期的な視点による検討が必要であるものなどを整理し、計画性をもって実現に向けた具体的な取組を実施していきます。

本指針に基づく施策の展開に当たっては、スポーツを取り巻く多様なニーズなどに対応していくために、スポーツ関係団体や民間事業者、さらにはプロスポーツのクラブチームなど、地域を構成する様々な主体と連携し、本市の特色ある地域資源を活かしながら、取り組んでいくものとします。

【資料編】

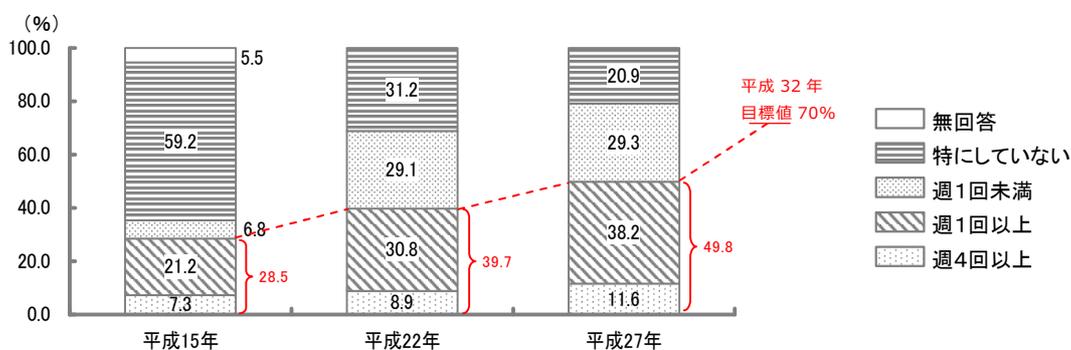
1 スポーツの実施状況とスポーツ施設の整備状況

(1) 市民のスポーツの実施状況 ●●●●●

本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は徐々に上昇しており、現状(平成28年4月1日現在)では49.8%となっています。

政令指定都市間でのスポーツ実施率を比較すると、本市は20市中8位と上位の水準となっています。

図表1【成人のスポーツ実施状況】



資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

図表2【政令指定都市のスポーツ実施率】

(平成28年4月1日現在)

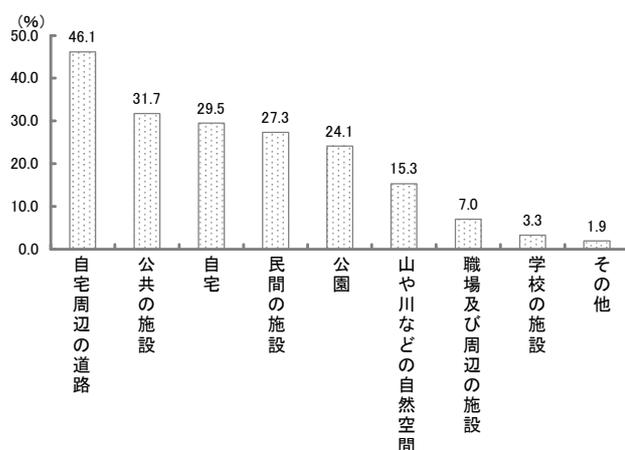
順位	都市名	成人の週1回以上のスポーツ実施率(%)	順位	都市名	成人の週1回以上のスポーツ実施率(%)
1	相模原市	58.5	11	堺市	47.3
2	名古屋市	55.6	12	新潟市	47.2
3	福岡市	53.1	13	神戸市	41.0
4	京都市	52.9	14	札幌市	39.4
5	北九州市	52.0	15	仙台市	36.4
6	広島市	51.5	16	川崎市	34.8
7	静岡市	50.7	17	岡山市	34.3
8	さいたま市	49.8	18	熊本市	15.1
8	浜松市	49.8	—	千葉市	—
10	横浜市	49.3	—	大阪市	—

平成28年度大都市体育・スポーツ主管課長会議資料参照

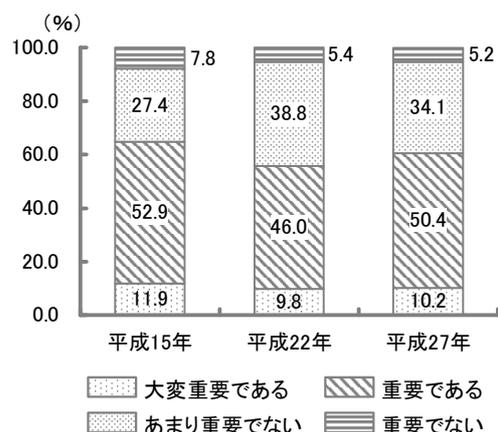
また、市民がスポーツを実施している場については、平成27年度に実施した「スポーツに関する市民意識調査」では、スポーツを行うときに利用する施設として、「自宅周辺の道路」と回答した人が最も多く、「公共の施設」「自宅」「民間の施設」と続き、日常、身近な場所で気軽に行うことのできるスポーツが、市民に親しまれています。

その一方、スポーツに関する市民意識調査の結果では、スポーツ活動が生活にとって重要であると考える人は多いものの、スポーツ活動に満足している人の割合は減少し、スポーツ施設の設置状況に満足している人の割合も低い状況にあります。また、既存のスポーツ施設に望むこととしては、「身近で利用できるように施設数の増加」が挙げられています。

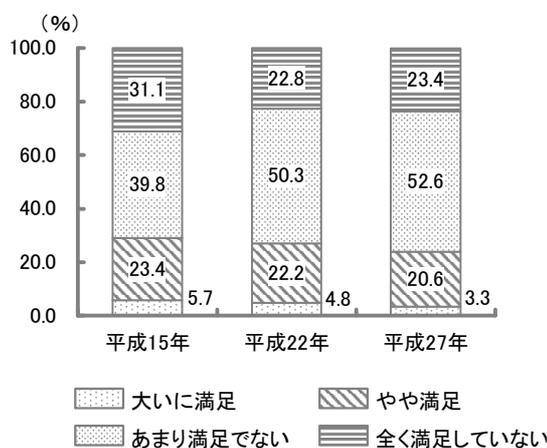
図表3【スポーツを行うときに利用する施設】



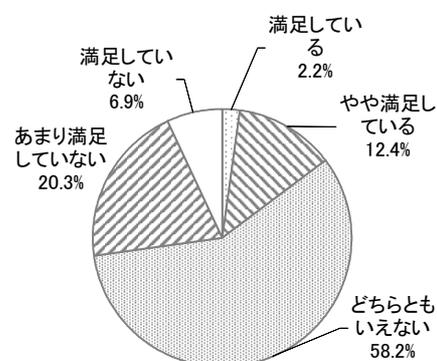
図表4【スポーツ活動に対する重要度】



図表5【スポーツ活動に対する満足度】



図表6【設置状況への満足度】

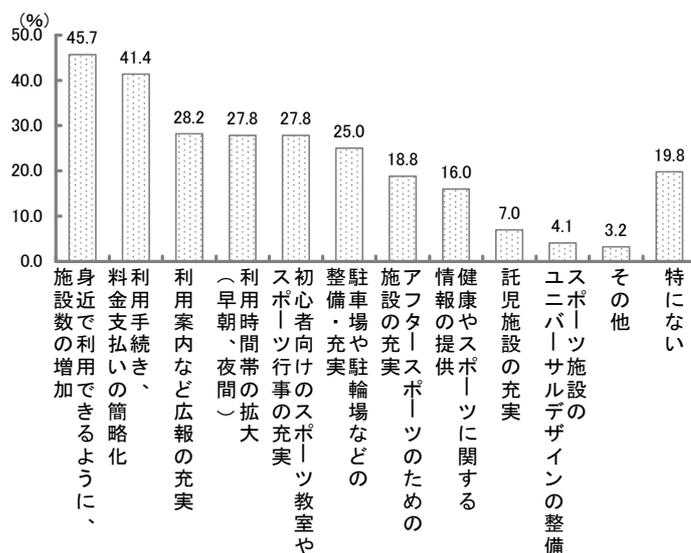


資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

また、スポーツを行わない人の理由について、「気軽にできる場所がない」が3割ほどとなっており、身近で気軽にスポーツができる場を確保することで、市民のスポーツ実施率の向上につながることを期待できます。

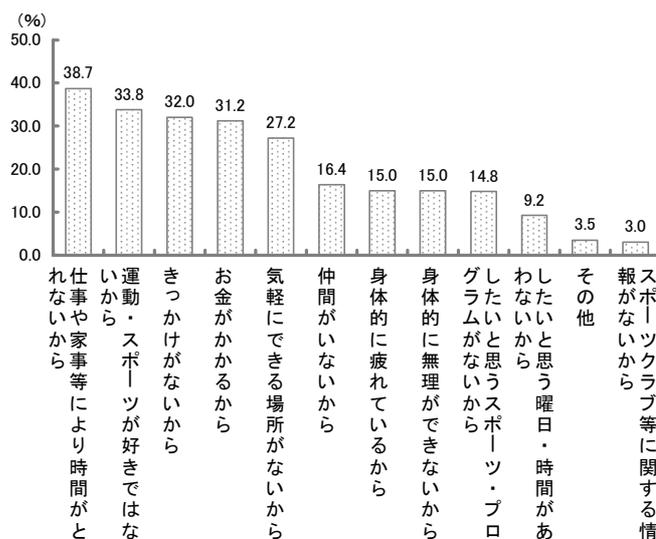
こうした中、市民が身近な場所でスポーツができる環境の整備として、多目的広場整備事業や臨時グラウンド事業を実施しています。多目的広場の整備については、平成21年度から事業を開始しており、平成28年度までに46か所開設しています。中でも、整備を進めている市有未利用地等を活用した「スポーツもできる多目的広場」については、平成28年度までに15か所を整備していますが、現状としては候補地が少なくなっており、新たな候補地の選定とその周辺地域への事業のPRが課題となっています。

図表7【既存のスポーツ施設に望むこと】



資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

図表8【スポーツを行わない理由】



資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

(2) 市有のスポーツ施設の設置状況 ●●●●●

市有のスポーツ施設の設置状況は以下のとおりとなっています。なお、屋外施設・屋内施設ともに学校体育施設は除いています。

屋外スポーツ施設のうち、夜間照明が整備されている施設は 13 か所で延べ 48 面となっており、夜間照明が整備されている施設の方が少なく、すべての施設に整備されている状況ではありません。

床面積が 500 ㎡以上の競技場を有する比較的規模の大きな屋内スポーツ施設は 12 館設置されており、延べ面積は 18,794 ㎡となっています。これらの屋内施設については、防災対策として主体構造部の耐震補強工事が完了している状況です。

また、こうした施設を活用して全国規模・世界規模のスポーツイベントが多数開催されています。

図表 9 【市有のスポーツ施設の設置状況】

〈屋外施設の設置状況〉

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

項目	施設数		夜間照明有施設
野球場	35 か所	51 面	5 面
ソフトボール場	33 か所	50 面	3 面
サッカー場	27 か所	34 面	9 面
陸上競技場	2 か所		1 か所
テニスコート	17 か所	97 面	30 面
その他競技場	1 か所	1 面 (相撲場)	0 か所

※南部及び北部都市・公園管理事務所管理課とスポーツ振興課で管理している施設の数。(試合等が可能な規模の施設のみをカウントしている)

〈屋内施設の設置状況〉

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

項目	施設数・面積	該当施設
屋内スポーツ施設 (競技場の面積が 500~1,000 ㎡)	4 館	片柳コミュニティセンター、美園コミュニティセンター、ふれあいプラザいわつき、岩槻北部公民館
屋内スポーツ施設 (競技場の面積が 1,000 ㎡超)	8 館	浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、記念総合体育館、大宮武道館、三橋総合公園体育館、岩槻文化公園体育館
屋内スポーツ施設競技場面積 合計	18,794 ㎡	

また、市有のスポーツ施設の設置状況を政令指定都市間で比較すると、屋外スポーツ施設の設置面数においては、比較的上位に位置しており、特にサッカー場の設置面数は、相模原市に次いで政令指定都市で2番目の面数を有しています。

相模原市は、成人の週1回以上のスポーツ実施率が政令指定都市中1位であり、サッカー場の設置面数が1位その他、野球場、ソフトボール場においても2位と、人口に対する屋外施設の整備数は充実した環境にあります。

図表 10【政令指定都市の屋外スポーツ施設の設置状況】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

都市名	野球場		ソフトボール場		サッカー場		陸上競技場		テニスコート		その他競技場	
	面	順位	面	順位	面	順位	面	順位	面	順位	面	順位
さいたま市	51	3	50	3	34	2	2	7	97	8	1	11
札幌市	164	1	164	1	21	4	7	1	259	1	9	5
仙台市	32	9	4	16	10	15	1	15	118	5	0	17
千葉市	14	17	14	15	10	15	0	20	77	10	0	17
横浜市	30	11	27	9	18	8	4	3	126	4	1	11
川崎市	47	4	3	17	11	14	2	7	27	20	1	11
相模原市	68	2	62	2	41	1	2	7	58	14	87	1
新潟市	44	5	0	19	17	9	2	7	114	6	36	2
静岡市	20	14	27	9	21	4	2	7	57	16	8	7
浜松市	31	10	38	6	19	7	1	15	90	9	10	4
名古屋市	3	20	0	19	1	20	3	4	38	19	1	11
京都市	41	6	26	12	10	15	2	7	58	14	9	5
大阪市	13	18	34	7	9	18	2	7	77	10	3	9
堺市	23	13	24	13	20	6	1	15	45	17	2	10
神戸市	20	14	20	14	15	10	5	2	157	2	6	8
岡山市	37	7	41	4	32	3	1	15	111	7	1	11
広島市	7	19	3	17	2	19	2	7	140	3	0	17
北九州市	20	14	41	4	15	10	3	4	63	13	19	3
福岡市	36	8	28	8	15	10	3	4	77	10	1	11
熊本市	27	12	27	9	14	13	1	15	41	18	0	17

資料：平成 28 年度大都市体育・スポーツ主管課長会議資料参照

※その他競技場は、相撲場、ジャンプ場、屋外スケート場、ラグビー場、屋外弓道場、クロスカントリーコース、リュージュ場、漕艇場、グランドゴルフ場、ターゲットパードゴルフ場、クライミング場、アーチェリー場、ゲートボールコート、弓道場、武道場、スケボーパーク など

屋内スポーツ施設においては、500㎡以上の屋内競技場を有する施設の数で政令指定都市間で比較したところ、本市は20市中15位となっています。500㎡～1,000㎡の施設は政令指定都市で8位ですが、1,000㎡超の施設の設置数が13位となっています。

1,000㎡超の施設の設置数が1位である名古屋市は、成人の週1回以上のスポーツ実施率も政令指定都市中2位となっています。また、500㎡～1,000㎡の施設数が上位である京都市、北九州市はスポーツ実施率もそれぞれ4位と5位で上位となっており、施設数とスポーツ実施率が必ずしも直結しているわけではないですが、高いスポーツ実施率の背景には、こうしたスポーツをする場の整備状況が要因の一つとなっていることが伺えます。

図表 11 【政令指定都市の屋内スポーツ施設の設置状況】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

都市名	屋内スポーツ施設（競技場 面積 500～1,000㎡）		屋内スポーツ施設（競技場 面積 1,000㎡超）		計	
	館	順位	館	順位	館	順位
さいたま市	4	8	8	13	12	15
札幌市	1	15	15	7	16	12
仙台市	10	5	9	11	19	10
千葉市	3	10	7	16	10	16
横浜市	1	15	21	2	22	7
川崎市	1	15	6	18	7	20
相模原市	1	15	8	13	9	17
新潟市	10	5	19	5	29	2
静岡市	2	12	13	9	15	13
浜松市	25	1	21	2	46	1
名古屋市	1	15	23	1	24	4
京都市	16	2	4	20	20	9
大阪市	3	10	21	2	24	4
堺市	1	15	7	16	8	18
神戸市	13	3	8	13	21	8
岡山市	2	12	6	18	8	18
広島市	4	8	9	11	13	14
北九州市	13	3	10	10	23	6
福岡市	2	12	15	7	17	11
熊本市	9	7	17	6	26	3

資料：平成 28 年度大都市体育・スポーツ主管課長会議資料参照

(3) 屋内スポーツ施設の設置水準 ● ● ● ● ●

政令指定都市間での屋内スポーツ施設（500㎡以上の競技場）の設置状況を人口との関係で見ると、本市の人口千人当たりの屋内スポーツ施設競技場面積は20市中13位となっています。

人口千人当たりの面積が上位の市は人口が100万人以下の市が多く、大都市ほど人口規模に対する屋内スポーツ施設の面積が小さい傾向にあります。しかし、一方で人口千人当たりの屋内スポーツ施設競技場面積の大きさが、成人の週1回以上のスポーツ実施率の高さに必ずしもつながっていない面も伺えます。

図表 12【政令指定都市の屋内スポーツ施設の設置状況と人口】

(平成28年4月1日現在)

都市名	人口		屋内競技場面積合計		人口千人当たり面積	
	人口(人)	順位	面積(㎡)	順位	面積(㎡)	順位
さいたま市	1,273,497	9	18,794	14	14.8	13
札幌市	1,941,127	4	32,649	7	16.8	12
仙台市	1,079,876	11	21,823	12	20.2	8
千葉市	973,289	12	18,410	15	18.9	10
横浜市	3,726,365	1	41,193	5	11.1	19
川崎市	1,481,270	7	16,600	18	11.2	18
相模原市	721,212	18	18,112	16	25.1	6
新潟市	799,345	15	50,536	4	63.2	4
静岡市	712,184	19	68,913	3	96.8	3
浜松市	797,085	16	104,821	1	131.5	1
名古屋市	2,295,328	3	29,578	8	12.9	17
京都市	1,471,737	8	16,145	19	11	20
大阪市	2,697,070	2	35,362	6	13.1	15
堺市	838,402	14	17,338	17	20.7	7
神戸市	1,535,037	6	22,304	11	14.5	14
岡山市	709,908	20	9,267	20	13.1	16
広島市	1,194,755	10	21,276	13	17.8	11
北九州市	956,561	13	24,259	10	25.4	5
福岡市	1,543,921	5	29,487	9	19.1	9
熊本市	732,780	17	80,687	2	110.1	2

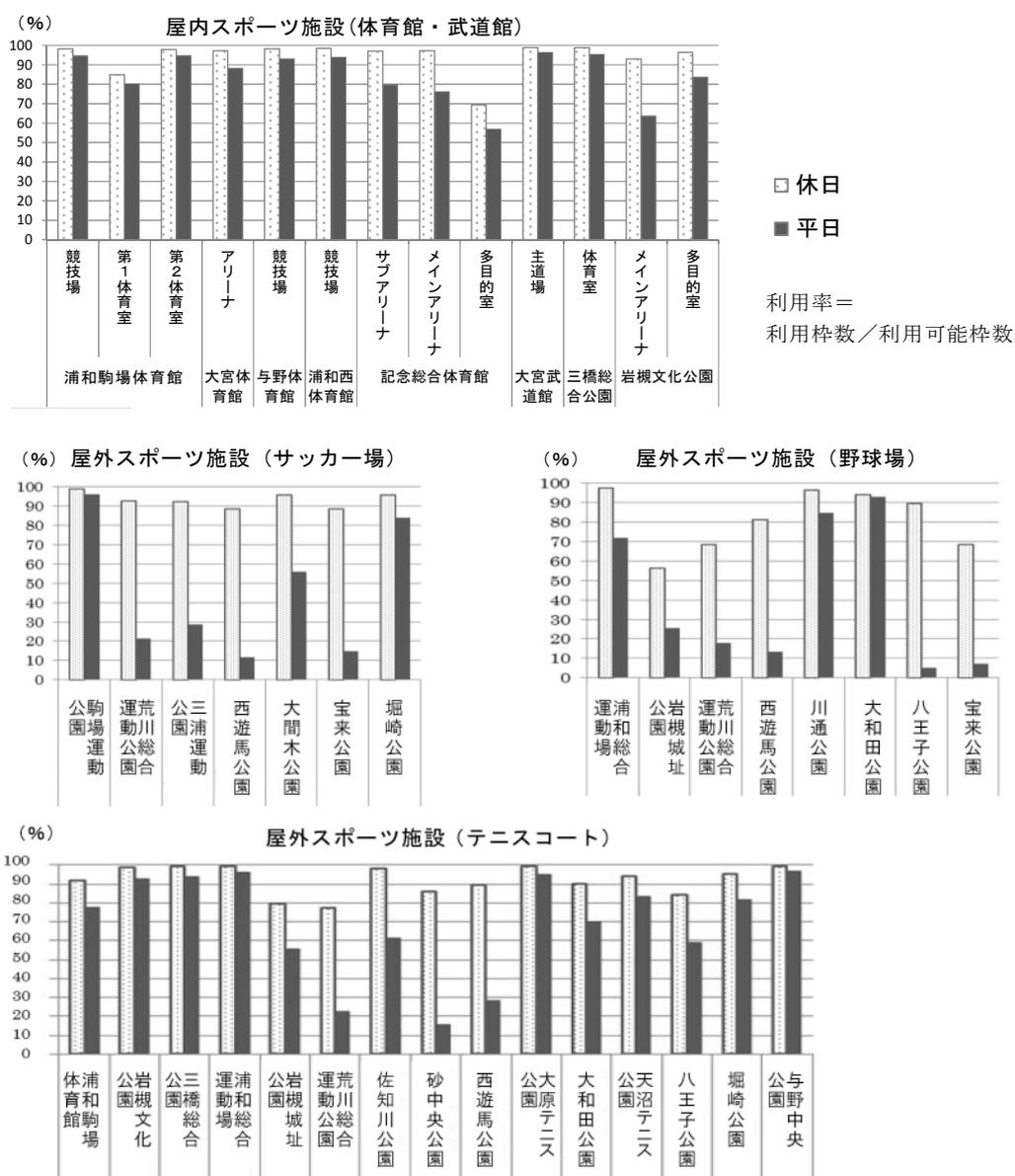
資料：平成28年度大都市体育・スポーツ主管課長会議資料参照

(4) スポーツ施設の利用状況 ●●●●●

本市の屋内スポーツ施設の利用状況を見ると、ほとんどの施設で利用率は高く、特に休日は、どの施設でもメイン競技場の利用率は90%を超える高い利用率となっています。また、屋外スポーツ施設についても、施設により差はあるものの、同様に休日の利用率は高くなっています。

一方で、屋内・屋外ともに、平日の利用状況は、休日に比べ空きが見られ、平日の空き施設を市民の利用に活用することで市民のスポーツの実施率の向上に寄与することが期待されます。

図表 13【平成 27 年度 主要スポーツ施設の利用率】



資料：さいたま市公共施設予約システムより

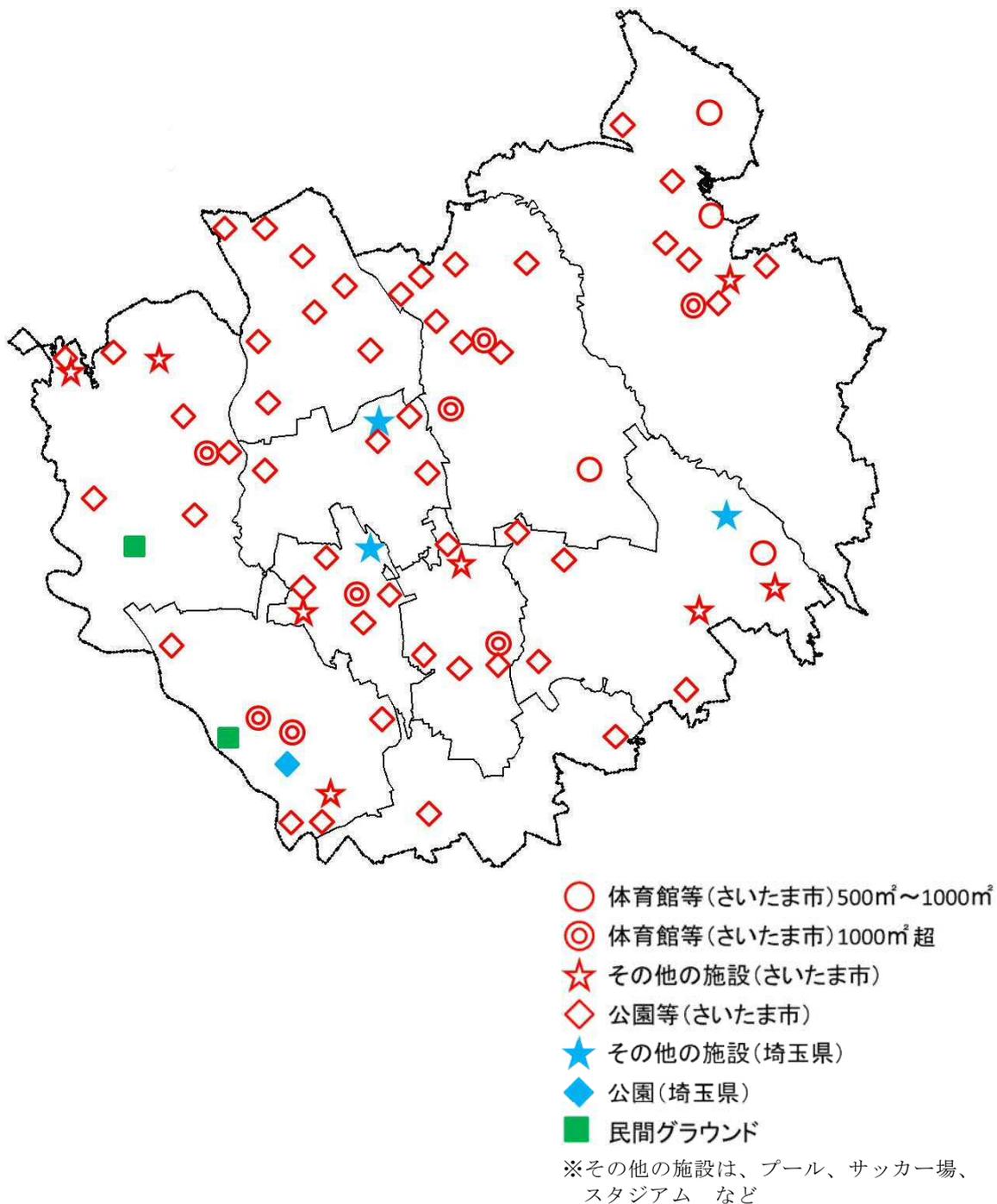
(5) スポーツ施設の配置 ●●●●●

県有施設や民間施設を含めた、市内に所在する主要なスポーツ施設の配置状況は以下のとおりとなっています。

全体を見ると、スポーツ施設が少ない地域があります。

また、比較的規模の大きな運動公園が市内に点在している中、民間施設とともに南西部に帯状に連なって立地しています。

図表 14【主要なスポーツ施設の配置状況】



(6) 市内の民間スポーツ施設 ● ● ● ● ●

市内に所在する民間スポーツ施設は、「ゴルフ」「テニス」「スポーツクラブ」などの種目が多い状況です。

スポーツの分野では、フィットネスクラブやスイミングクラブなど、民間事業者の果たす役割は欠かせないものであり、こうした民間スポーツ施設を活用するため、民間事業者の市内への積極的な参入を促進していくことも求められます。

図表 15 【市内に所在する民間スポーツ施設】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

単位：か所

種目	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	全市
ゴルフ	7	3	4	2	1	3	3	3	2	4	32
テニス	2	1	3	4	1	2	2	2	3	-	20
スポーツクラブ	-	-	4	2	2	1	4	2	-	2	17
ダンス・バレエ・ヨガ	-	-	2	-	-	1	6	4	1	-	14
スイミング	2	2	-	2	-	1	2	-	2	2	13
フットサル・サッカー	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	5
柔道／柔術	-	-	1	2	-	1	-	-	1	-	5
バッティング	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	4
剣道	1	1	-	-	-	-	1	1	1	-	5
空手	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	3
体操教室	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	3
ボクシング	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
合気道	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2
ボウリング	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
乗馬	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
新体操	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
卓球	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
総合運動場	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2
総計	14	9	18	13	5	12	19	17	14	10	131

資料：平成 27 年度スポーツ振興課調べ

2 スポーツ施設の機能の充実

(1) スポーツ施設の整備ニーズ ●●●●●

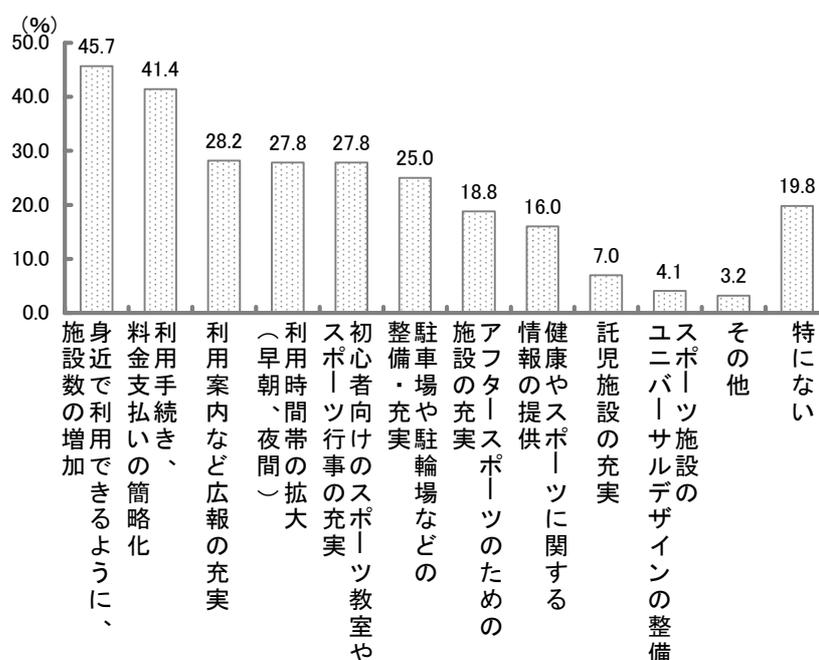
スポーツに関する市民意識調査では、公共のスポーツ施設に望むこととして、「利用手続き、料金支払いの簡略化」「利用案内など広報の充実」「利用時間帯の拡大」「初心者向けのスポーツ教室・行事の充実」「駐車場や駐輪場などの整備・充実」「アフタースポーツのための施設の充実」が挙げられています。

また、施設管理者が実施した施設の利用者を対象としたアンケート調査（平成 27 年度）から、備品や屋内設備、トイレや駐車場などの施設環境の充実を求める声や、施設の利用料金や空調料金の見直しを求める声も上がっています。

こうしたニーズに responding していくため、託児施設、体育館の冷暖房施設や、スポーツを通じた交流・コミュニケーションを楽しむ休憩室・談話室といった機能、さらにはスポーツ情報の発信機能の導入など施設機能の向上を図る必要があります。

本市は、多くの公共施設を保有しており、各施設の老朽化に伴い、スポーツ施設においても、施設の大規模改修・建替の大きな波が、今後訪れることが見込まれています。安全で快適なスポーツの場を確保することと同時に、長期的な施設の有効利用を図るためにも、施設・設備の老朽化に対応した計画的な改修や整備が必要です。

図表 16 【既存のスポーツ施設に望むこと】（再掲）



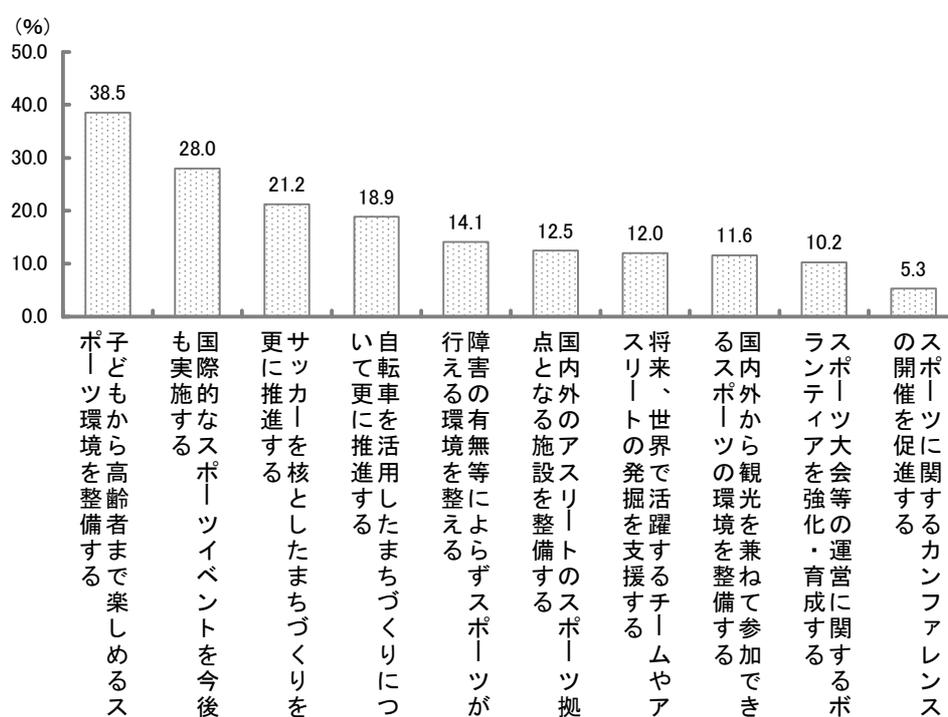
資料：平成 27 年度スポーツに関する市民意識調査

本市の人口はこれまで増加傾向にあり、人口構成は比較的若く、団塊ジュニア世代が多くなっていますが、今後は高齢化が進行することが見込まれます。さらに、スポーツに関する市民意識調査では、今後のスポーツ振興によるまちづくりに期待する事柄について、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ環境の整備が最も期待されています。また、各スポーツ施設のバリアフリー化が十分でなく、障害者にとって利用しづらい面も見られます。

こうしたことから、高齢者や障害者も含めてだれもが自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるように、スポーツ施設の更なる多様性、快適性等の確保が求められています。

また、社会状況が変化する中、本市においても外国籍市民が増加傾向にあります。さらに、本市が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ではサッカーとバスケットボールの会場になることから、国際的な注目度も高まっており、サイン、看板等の設置など、国際大会や外国人利用者に配慮した対応も必要です。

図表 17 【今後のスポーツ振興によるまちづくりに期待する事柄】



資料：平成 27 年度スポーツに関する市民意識調査

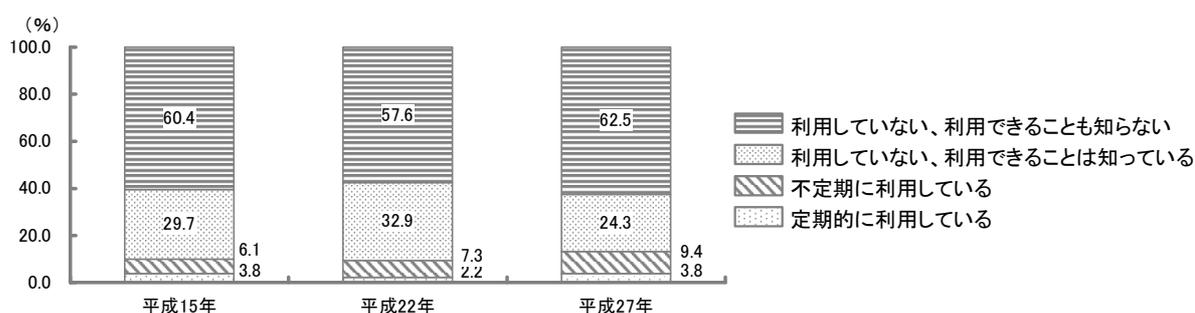
(2) 学校体育施設の利用状況 ●●●●●

現在、市立の小・中学校 160 校のうち 156 校において、授業等の学校教育に支障がない範囲で学校体育施設開放事業が実施されており、開放状況や管理の仕方に学校ごとで差異はありますが、各校の周辺地域の特性に配慮しながら、地域への開放は進んでいます。

また、学校体育施設開放事業における市内学校体育施設の利用状況を見ると、利用している人は増えてきており、新たに利用を始めたい団体等の参入が難しい状況もありますが、その一方で利用できることを知らない人も増加している状況です。

身近な場所でスポーツができる環境として、学校体育施設の開放について、更なる周知・活用方法の工夫を図ることが、地域のスポーツ振興につながることを考えます。

図表 18 【市内学校体育施設の利用状況】



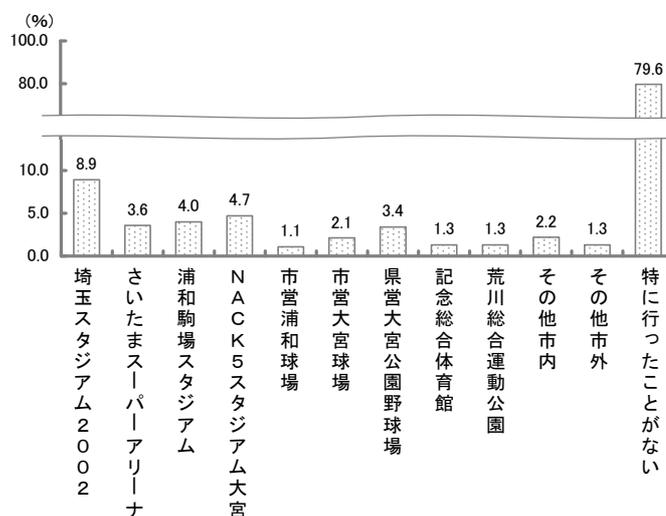
資料：平成 27 年度スポーツに関する市民意識調査

(3) 市民のスポーツの観戦状況 ● ● ● ● ●

スポーツに関する市民意識調査では、過去1年間のスポーツ大会やイベントの観戦経験は20.4%となっており、高い数値とは言えない状況です。

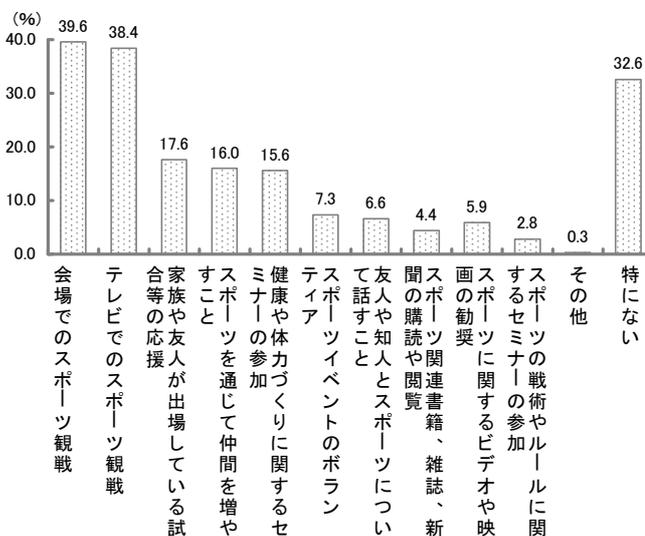
一方、今後、行いたい「する」スポーツ以外のスポーツとして、会場やテレビでのスポーツ観戦がそれぞれ40%程度となっており、スポーツ大会やイベントへの観戦に関心を持っている人が多いことが伺え、「みる」スポーツに対応できるスポーツ施設のニーズへの対応が求められます。

図表 19 【過去1年間に観戦したスポーツ大会やイベントの会場】



資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

図表 20 【今後、行いたい「する」スポーツ以外のスポーツ】

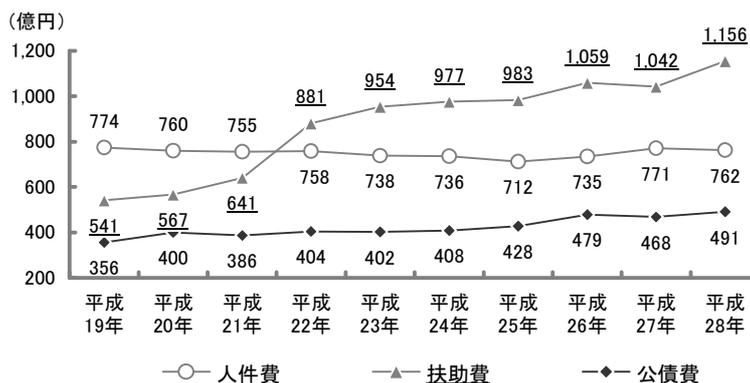


資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

3 スポーツ施設の管理運営

本市は、他市に比べて堅実な財政運営を行ってきましたが、高齢化の進展等による福祉や医療に係る社会保障費などの扶助費が増加傾向にあり、財政状況は厳しさを増しています。

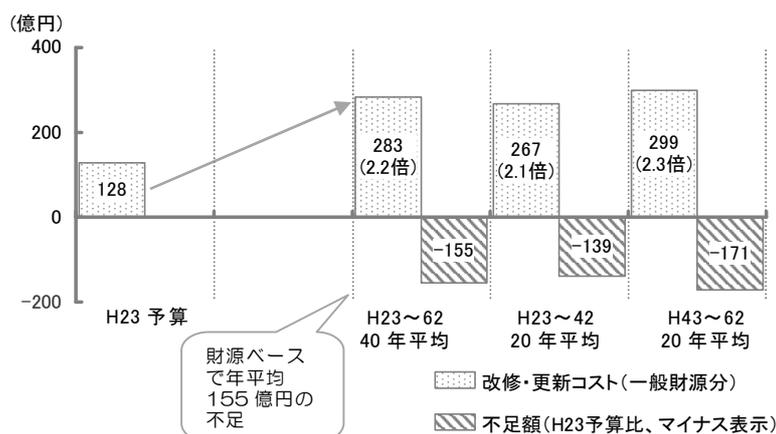
図表 21【義務的経費（扶助費・人件費・公債費）の推移】



資料：「平成28年度さいたま知事得予算」より

平成26年3月に策定された「さいたま市公共施設マネジメント計画」において、平成23年度の予算ベースで、公共施設を維持すると、今後40年間の年平均で155億円の財源不足が生じると試算されています。こうしたことから、計画的な施設管理に基づき、中長期的な視点に立って、現有施設の維持管理・改修・更新コストの現状把握を行い、適正な管理体制を整備することが必要です。

図表 22【公共施設の改修・更新コストにかかる現状と今後40年の平均との比較】



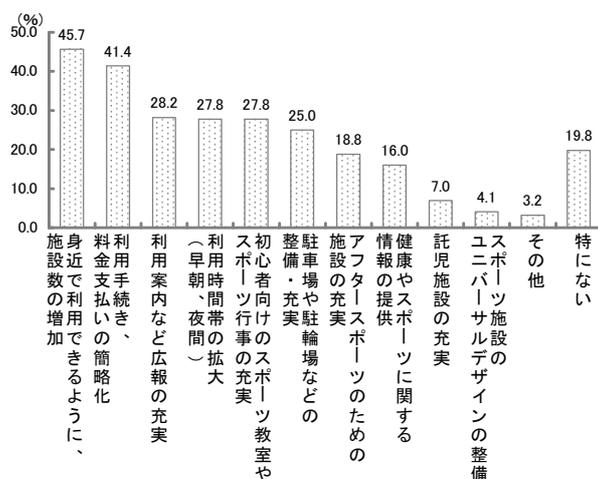
資料：「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン（概要版）」より

現在、スポーツ施設の管理運営を適正化するため、多くの公の施設と同様に、指定管理者制度を導入している状況です。

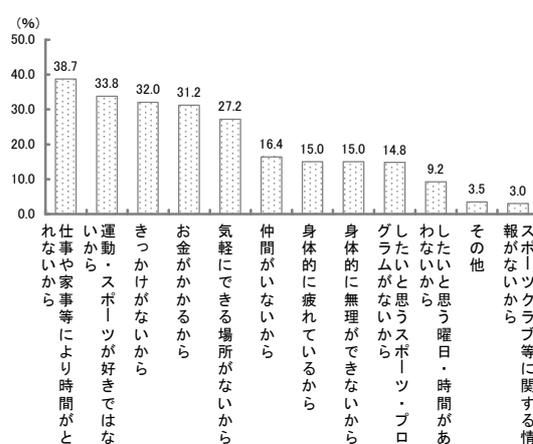
今後はさらに、個々の公共施設について、長寿命化や民間活力の導入を含めて、短期的なコストではなくライフサイクルコストを引き下げ、費用対効果の高いスポーツ施設の維持管理を推進することが必要です。

また、平成27年度スポーツに関する市民意識調査では、既存のスポーツ施設に望むこととして、管理運営面については、「利用手続き・料金支払いの簡略化」が挙げられています。一方、スポーツを行わない人の理由について、「お金がかかる」という意見があり、利用しやすい料金の設定や用具のレンタルなども求められています。

図表 23 【既存のスポーツ施設に望むこと】（再掲）



図表 24 【スポーツを行わない理由】（再掲）



資料：平成27年度スポーツに関する市民意識調査

その他、現在、市有のスポーツ施設は屋内施設と屋外施設の違いや、また、同様の機能を有する施設でも、それぞれ管理運営している所管が異なっている現状があり、スポーツ施設の管理運営を一元化することが考えられます。

図表 25 【スポーツ施設の所管局】

屋内施設		屋外施設	
施設	所管局	施設	所管局
体育館	スポーツ文化局 都市局	サッカー場	スポーツ文化局 都市局
屋内プール	市民局 スポーツ文化局 保健福祉局 都市局	テニスコート	スポーツ文化局 都市局 教育委員会

資料：平成28年度スポーツ振興課調べ

4 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備

さいたま市国際スポーツタウン構想（抜粋）

■ スポーツ拠点となる（仮称）さいたまスポーツシューレの設置等

本市のスポーツ活動拠点として、スポーツによる新たな交流創出に貢献する施設となる、「（仮称）さいたまスポーツシューレ」の構築・設置に取り組む。

「（仮称）さいたまスポーツシューレ」は、さいたま市を取り巻くスポーツ環境に合わせた、市民の日常的なスポーツ活動拠点であるとともに、国際的な利用をも視野に入れ、国内外から本市でのトレーニングを希望するだれもが使えるスポーツ施設を目指し、クラブハウスや宿泊等の設備を併せ持つことを想定する。

立地の検討にあたっては、既存施設の活用とともに、必要に応じ特区制度を利用した用地確保等も視野に入れる。また、施設の整備や運営については、国内外の事例を参考にしつつ、官民連携及びスポーツ関連団体との協力等による様々な手法を検討する。さらに、だれもがスポーツを楽しめる環境を実現するため、障害者スポーツにも対応した仕様の施設を目指す。

さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針 平成29年3月

さいたま市 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課

この冊子は200部作成し、1部あたりの印刷経費は500円です。
(「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」策定支援業務委託料のうちの印刷に要した経費です。)



Saitama City

各スポーツ団体に対する補助金について

区 分	予算額 (円)	
	28年度	29年度
公益財団法人さいたま市体育協会	44,489,000	44,489,000
さいたま市レクリエーション協会	3,000,000	3,000,000
さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会	2,859,250	2,859,250
そ の 他	13,235,000	13,235,000
合 計	63,583,250	63,583,250